

3 利用料金

(1) 保険が適用される基本料金

※基本サービス費

介護度	1割負担者
要支援 1	451 円
要支援 2	561 円

※連続 31 日以上短期入所生活介護を行った場合

介護度	1割負担者
要支援 1	442 円
要支援 2	548 円

*負担割合が 2 割負担・3 割負担の自己負担額の方は上記現行額の 2 倍、3 倍の額となります。

※その他加算

	1割負担者
送迎加算	184 円/回
サービス提供体制強化加算 (I)	22 円/日
生産性向上推進加算 (II)	10 円/月
介護職員等処遇改善加算 (I)	1 ヶ月月分の介護保険サービス費に 140/1000 を乗じた額

(算定要件)

・送迎加算

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その自宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合に算定する。

・サービス提供体制加算

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 80%以上である場合、または勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上の場合に算定する。

・生産性向上推進加算

テクノロジーの導入後の継続的な活用を支援するため、委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入し、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」の内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、事業年度毎に 1 回、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告することで算定する。

・長期利用者の基本報酬の適正化

自宅に戻ることなくショートステイ事業を連続 30 日を超えて利用している利用者に対して、連続 30 日を超えた日から減算を行う。

・介護職員等処遇改善加算

介護業務に直接従事する職員の待遇改善を目的とした制度であり、介護職員の賃金改善や職場環境の整備を支援するために、国から事業所へ資金が支給される。具体的には、介護職員のキャリアアップ支援や職場環境の改善など、職員の働きやすさを向上させる取り組みを行った事業所に対して、介護報酬に上乘せして加算が支給される。

(2) 滞在費・食費

介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額となっております。

所得段階の内訳	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
	全世帯員が市町村民税非課税				左記以外の方
	生活保護・ 老齢福祉年金 受給者	年金 80 万円 以下	年金 80 万円 超 120 万円 以下	年金 120 万円 越	
滞在費	0 円	430 円	430 円	430 円	915 円
食費の上限	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	1,445 円

※滞在費については、当施設の居室は全室従来型個室であり、経過措置として多床室料金でご利用いただいております。

※食費の内訳は、朝食 399 円、昼食 523 円、夕食 523 円となっております、実食分のご負担となります。